

平成26年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成26年度11月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 障がい福祉課 長寿社会課 子育て応援課 子ども発達支援課 健康政策課 医療政策課	1 2 3 4 5 8 10 11
	2 歳入歳出事項別明細書		27
	3 節の明細		33
	4 債務負担行為に関する調書	福祉保健課ほか	35

【予算以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第7号	鳥取県居宅介護支援事業に関する条例の設定について	長寿社会課	38
議案第8号	鳥取県基金条例の一部改正について	医療政策課	42
議案第11号	鳥取県附属機関条例の一部改正について	子育て応援課 健康政策課	44
議案第12号	鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について (鳥取県手数料徴収条例の一部改正について)	長寿社会課	46

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(6) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について (平成26年11月6日専決)	医療政策課	49

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,919,793	964	5,920,757				964	
障がい福祉課	6,979,740	42,211	7,021,951	7,544			34,667	
長寿社会課	9,870,078	6,003	9,876,081	△ 6,630		15,948	△ 3,315	
子育て応援課	7,821,552	33,573	7,855,125			33,549	24	
青少年・家庭課	2,807,700		2,807,700					
子ども発達支援課	1,067,717		1,067,717					
健康政策課	1,625,091	74,688	1,699,779	37,344			37,344	
医療政策課	5,951,202	2,350,387	8,301,589	795,391		1,160,628	394,368	
部計	55,501,938	2,507,826	58,009,764	833,649		1,210,125	464,052	
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎治療特別促進事業 ・ (新) 鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業 ・ (新) 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業 								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

3項 保健所費

西部総合事務所福祉保健局（電話：0859-31-9315）

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 （新）西部総合事務所福祉保健局1階系統空調設備機器更新工事	債務負担行為 0	債務負担行為 13,013	債務負担行為 13,013				債務負担行為 13,013	
	0	964	964				964	
トータルコスト	0	964	964	（補正に係る主な業務内容） 庁舎空調設備の更新				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

西部総合事務所福祉保健局庁舎本館1階の空調設備について、設置から約20年が経過し故障が頻発しており、部品欠品により今後の修理に対応できない状況にあることから更新するものである。

2 主な事業内容

補正額 13,977千円（一般財源）

内 訳 設計委託料 964千円 平成26年度補正予算
本工事費 13,013千円 平成27年度債務負担行為

<整備概要>

所在地	米子市東福原一丁目1-45
建物構造	（本館）鉄筋コンクリート造・地下1階地上2階建
整備期間	平成27年1月～平成27年6月（予定）
総事業費	13,977千円（設計委託費・工事費） ※うち13,013千円は債務負担行為設定
整備内容	本館1階の空調設備機器の更新

<整備スケジュール（予定）>

年 月	実施内容
平成27年1月	実施設計委託
平成27年3月	本工事実施
平成27年6月	工事完成（予定）

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7866、7201）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）	148,163	27,122	175,285				27,122	
トータルコスト	150,485	27,122	177,607	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	補助金交付事務、市町村との連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
市町村が実施する市町村地域生活支援事業の執行見込額の増に伴う増加補正である。								
（単位：千円）								
区分	財源		現予算額	所要見込額	補正額			
補助金	(国1/2)・県1/4・(市町村等1/4)		148,163	175,285	27,122			
手話でコミュニケーション事業	65,677	11,437	77,114	5,718			5,719	
トータルコスト	71,868	11,437	83,305	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	契約事務、団体との連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
手話通訳者派遣事業について、平成25年10月の手話言語条例制定後、講演会、イベント等に係る手話通訳者の派遣依頼が急増している。この執行見込額増に伴う増額補正である。								
手話通訳者の派遣実績一覧（団体派遣）（単位：件）								
	上期	下期	合計	備考				
平成24年度	214	247	461					
平成25年度	287	406	693					
平成26年度	506	607	1,113	下期は見込				
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）	21,640	3,652	25,292	1,826			1,826	
トータルコスト	22,414	3,652	26,066	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	契約事務、団体との連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
要約筆者派遣事業について、平成26年度に入ってから、講演会、イベント等に係る要約筆者の派遣依頼が急増している。この執行見込額増に伴う増額補正である。								
要約筆者の派遣実績一覧（団体派遣）（単位：件）								
	上期	下期	合計	備考				
平成24年度	39	51	90					
平成25年度	37	57	94					
平成26年度	71	113	184	下期は見込				

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7,860、7,178、7,176）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金挿入金)	一般財源	
訪問看護普及支援事業	18,300	0	18,300	△9,600		14,400	△4,800	
トータルコスト	18,300	0	18,300	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して本事業を実施するため、財源更正を行う。								
鳥取県介護基盤緊急整備事業	113,631	1,548	115,179			(基金挿入金) 1,548		
トータルコスト	115,953	1,548	117,510	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	特別養護老人ホームの増床や小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進め、待機高齢者を解消します。							
事業内容の説明				【「鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」充当事業】				
鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の財源である交付金は、事業毎に配分額が定められており、変更する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならないとされている。								
このたび、残額が見込まれる事業区分から不足する区分に配分変更が認められる見通しとなったことから、増額補正を行い、円滑な事業実施を図るものである。								
（単位：千円）								
区分		補正額		備考				
認知症高齢者グループホーム等 防災補強改修等支援事業		1,548		残額が見込まれる事業区分から 配分変更を行い、増額補正する。				
既存の特別養護老人ホーム等 のユニット化改修支援事業								
合計		1,548						
介護保険利用者負担軽減事業	11,000	4,455	15,455	2,970			1,485	
トータルコスト	11,774	4,455	16,229	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
社会福祉法人が行う、低所得者に対する利用者負担軽減事業に要する事業費の増加に伴う増額補正である。								
（単位：千円）								
区分	財源	現予算額	所要見込額	補正額				
補助金	国1/2・県1/4・市町村1/4	11,000	15,455	4,455				

平成26年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 小規模保育 設置促進事業	0	30,978	30,978			(基金繰入金) 30,978		
トータルコスト	0	30,978	30,978	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の申請・交付、連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	子育てに不安な保護者の相談や支援に応じられるよう保育所、幼稚園、児童館、地域子育て支援センター等の地域の子育て支援拠点を充実させます。							

事業内容の説明

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

賃貸物件等により、新たに子ども・子育て支援法における小規模保育事業を実施する場合に、賃借料（開設前の改修期間等を含む）及び改修費等の助成を行う。

2 主な事業内容

- (1) 実施主体：待機児童解消加速化プランに参加する市町村（鳥取市、日吉津村）
- (2) 負担割合：安心こども基金（県）2/3、市町村1/12、事業者1/4
- (3) 補助対象：賃貸物件等による小規模保育事業 4ヶ所（平成27年4月開設予定）
- (4) 基準額：契約家賃：1事業所当たり 41,000千円
改修費等：1事業所当たり 22,000千円

(5) 所要額

補助金 30,978千円

- ・鳥取市 11,525千円（2ヶ所）
- ・日吉津村 19,453千円（2ヶ所）

(内訳)

(単位：千円)

	区分	経費種別	算定基準額 A	予算額 (A×2/3)
①	小規模保育A型 (鳥取市)	契約家賃	0	5,098
		改修費	7,647	
		合計	7,647	
②	小規模保育B型 (鳥取市)	契約家賃	640	6,427
		改修費	9,000	
		合計	9,640	
③	小規模保育A型 (日吉津村)	契約家賃	779	15,186
		改修費	22,000	
		合計	22,779	
④	小規模保育A型 (日吉津村)	契約家賃	400	4,267
		改修費	6,000	
		合計	6,400	
合 計				30,978

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7868)

1 目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
こどもの国管理運営費	121,932	2,571	124,503			(基金繰入金) 2,571		
トータルコスト	125,802	2,571	128,373	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	委託契約事務				
工程表の政策目標(指標)	子育て・子どもの育ちを、家庭、企業、地域社会それぞれが支え、子どもに目が行き届き、子どもが安全に安心して遊んだり学んだりすることができる、安心して子育てをすることができる社会環境の実現を目指す。							
事業内容の説明	【「地域の元気・公共投資臨時基金」充当事業】							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>今年7月、線路の分岐器の異常により脱輪事故を起こした鳥取砂丘こどもの国レールトレインについて、今後、同様の事故を防止することを目的とした改良工事を行う。</p> <p>○事故概要</p> <p>7月27日(日)午後2時30分頃、レールトレインが乗客を乗せた状態で脱輪した。幸いにも乗っていた者(乗客2名 運転手1名 計3名)にケガはなかった。</p> <p>(1) 脱輪の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 先頭2列(機関車部分、操縦車部分)が脱輪(客車は脱輪せず) <p>(2) 脱輪の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> 線路の分岐点において、本来直進しなければならない箇所の分岐器が、左折方向に向いていた(当日の朝の点検時にはスムーズに作動していた)。その原因としては、分岐器に塗られたオイルが砂やゴミ等で固まり、分岐器が直進方向に戻る作用を阻害したものと考えられる。 <p>2 主な事業内容</p> <p>事故の原因となった分岐器(線路内に2箇所)が、正常に稼働しているかを確認するための機能を新たに加える。</p> <p>○新たな機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイントの位置が正常かどうかセンサーで感知し、運転手に信号機で知らせる。 位置が正常でない場合はレールトレインへの給電が停止され、トレインは発進できない。 <p>※事故防止の工法についてはレールトレインの製造・メンテナンス業者から最善の策として提示されたもので、信号機と給電停止の2重の対策により確実に事故を防止することができる。</p> <p>(参考) 現在こどもの国では、スタッフがレールトレインの最後尾に搭乗し、レールトレインがポイントを通過後、ポイントが正常の位置に戻ったか目視で確認することで安全を確認し運行している。</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7868）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て王国とっとり推進事業	〔債務負担行為〕 0 10,942	〔債務負担行為〕 5,379 24	〔債務負担行為〕 5,379 10,966				〔債務負担行為〕 5,379 24	
トータルコスト	27,968	24	27,992	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	2.2人	0.0人	2.2人	委託契約業務				
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援パスポートや家庭教育推進協力企業（家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに自主的に取り組む企業）制度による企業の子育て支援の促進など、子育て支援対策を充実します。 子育て応援パスポートの拡大、子育て支援拠点と地域との交流、子育て情報の積極的な情報発信等により、地域みんなで子育てを応援する機運の浸透を図ります。 							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
子育て王国とっとりサイトの管理運営に当たって必要な取材・情報収集活動を行い、情報をホームページにアップする等、ホームページの管理運営を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 事業内容								
子育て王国とっとりサイトは子育て支援の効果的な情報発信ツールとして利便性の高いものとなっており、アクセス数も多く、県民に浸透してきている。								
しかし、今年度をもって当該サイトの管理運営業務委託先との契約期限が切れるため、次年度以降の委託先を公募型プロポーザル方式により選定する必要がある。								
ホームページによる情報提供は、その性格上、切れ目なく継続的に行う必要があるため、債務負担行為の設定を行い、3年間（平成27年～平成29年度）の複数年契約を締結する。								
(2) 所要額								
・公募型プロポーザル方式による審査委員会に係る経費 : 24千円								
・委託料（債務負担行為） : 5,379千円								
(積算内訳)								
年度	所要額（千円）							
平成27年度	1,793							
平成28年度	1,793							
平成29年度	1,793							
計	5,379							

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7865）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業	67,898	0	67,898					
トータルコスト	69,446	0	69,446	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	-				
工程表の政策目標（指標）	重症心身障がい児（者）が、成人後も地域で自立した生活を営めるための継続した支援体制の整備							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して本事業を実施するため、とっとり支え愛基金からの財源更正を行う。								
重度障がい者地域リハビリテーション促進モデル事業	3,906	0	3,906					
トータルコスト	5,454	0	5,454	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	-				
工程表の政策目標（指標）	重症心身障がい児（者）が、成人後も地域で自立した生活を営めるための継続した支援体制の整備							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して本事業を実施するため、とっとり支え愛基金からの財源更正を行う。								
重度障がい児者地域生活促進・安心事業	10,826	0	10,826					
トータルコスト	13,148	0	13,148	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	-				
工程表の政策目標（指標）	重症心身障がい児（者）が、成人後も地域で自立した生活を営めるための継続した支援体制の整備							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して本事業を実施するため、とっとり支え愛基金からの財源更正を行う。								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

総合療育センター（電話：0859-38-2155）

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
<地方機関計上予算> 総合療育センター費	325,151	0	325,151			(使用料) △1,717 (基金繰入金) 1,717		
トータルコスト	1,095,182	0	1,095,182	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	99.5人	0.0人	99.5人	-				
工程表の政策目標(指標)	通園事業・短期入所の利用、家族及び関係機関への支援を、地域の各機関と連携して取り組む。							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して「医師事務作業補助者雇用経費」を実施するため、財源更正を行う。								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7769)

9目 生活習慣病予防対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
肝炎治療特別促進事業	134,762	74,688	209,450	37,344			37,344	
トータルコスト	137,858	74,688	212,546	(補正に係る主な業務)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	・肝炎患者に対する医療費助成等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

肝炎の早期治療を促進し、肝硬変・肝がんへの進行を未然に防ぐため、肝炎治療の自己負担額を軽減する医療費助成制度を運用しているが、平成26年5月及び同年9月に新薬が医療費助成の対象となるなど、医療費助成額の増大が予想されることから、これに対応しようとするものである。

2 主な事業内容

(1) 医療費助成制度の概要

ア 対象となる治療

B型肝炎、C型肝炎ウイルスの根治を目的として行われる抗ウイルス療法で保険適用になっているもの。(当該治療を行うための初診料、検査料、入院料、薬材料も対象。)

B型肝炎	C型肝炎
①インターフェロン治療(平成20年4月)	①インターフェロン治療(平成20年4月)
②核酸アナログ製剤治療(平成22年4月)	②ペグインターフェロン治療(平成23年9月)
③ペグインターフェロン治療(平成23年9月)	③3剤併用療法にテラプレビルを追加(平成23年11月)
④核酸アナログ製剤治療にテノホビルを追加(平成26年5月)【今回追加】	④3剤併用療法にシメプレビルを追加(平成25年12月)
※保険適用となった平成26年5月23日まで遡及可能。(平成26年度中の申請に限る。)	⑤インターフェロンフリー治療(平成26年9月)【今回追加】
	※保険適用となった平成26年9月2日まで遡及可能。(平成26年度中の申請に限る。)

イ 自己負担上限額

※()は医療費助成の対象となった年月

保険料負担	窓口負担額(3割)		
7割	高額療養費制度による負担額	公費負担額	自己負担上限額
			上位所得層20,000円
			下位所得層10,000円

(2) 補正予算額

扶 助 費	医療費助成	74,598千円	国 1/2
委 託 料	医療費計算事務の国保連等に対する委託料	90千円	
	計	74,688千円	

(3) インターフェロンフリー治療について

- ①インターフェロン治療が不適応、不耐用、無効であったC型慢性肝炎及びC型代償性肝硬変の者
- ②治療対象期間は24週。(延長なし)
- ③医療費助成の申請に当たっての診断書は、肝臓専門医が作成する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、肝炎患者への医療費助成等を行っている。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7228）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業	0	1,320,324	1,320,324	880,215			440,109	
トータルコスト	0	1,320,324	1,320,324	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	交付申請、基金積立て事務				
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
1. 事業の目的・概要								
<p>今年度策定する「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に基づき事業を実施し、効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むため、国の交付金を主財源として、鳥取県地域医療介護総合確保基金を造成する。</p> <p>※「医療介護総合確保法」について 正式名称は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」であり、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制の構築、地域包括ケアシステムの構築を目指すため、今年6月に成立したもの。医療法や介護保険法などの改正も盛り込まれている。</p> <p>※「地域医療介護総合確保基金」について 医療介護総合確保法の趣旨に基づく事業を実施するための財源として、今年度から各都道府県で造成される基金。今年度は国全体で904億円であり、国と県の負担割合は2：1。次年度以降も毎年度交付される予定。</p>								
2. 主な事業内容								
(1) 基金の造成額								
1,320,324千円（国2/3、県1/3）								
<p><造成額の内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国負担：880,215千円 <ul style="list-style-type: none"> 医療介護提供体制改革推進交付金：529,554千円 地域医療対策支援臨時特例交付金：350,661千円 ・県負担：440,109千円 								
(2) 「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業概要								
<p>○病床の機能分化・連携のために必要な事業</p> <p>…回復期・慢性期病床への転換及びそれに伴う施設設備整備、精神科の在宅復帰支援のための施設整備 など</p> <p>○在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業</p> <p>…訪問看護師育成のための同行支援、中山間地域の訪問看護ステーションのサテライトの設置、在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備 など</p> <p>○医療従事者等の確保・養成のための事業</p> <p>…看護職員の就労環境改善のための施設整備（仮眠室、休憩室の設置等）、看護教育教材の整備、地域医療医師のキャリア形成支援等のための地域医療支援センターの運営 など</p>								
3. これまでの取組状況、改善点								
<p>○これまでの基金（地域医療再生基金）を活用して実施した事業については、概ね計画どおりに実施している。</p> <p>○今後は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、希望する場所で必要な医療・介護を受けられる体制を整備していくことが重要である。</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7228）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業	0	1,027,022	1,027,022			(基金繰入金) 1,027,022		
トータルコスト	0	1,027,022	1,027,022	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
「鳥取県地域医療介護総合確保基金」を活用し、今年度策定する「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に基づく事業を実施し、効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む。								
2 主な事業内容								
(単位：千円)								
区分	事業内容						補正額	
1 病床の機能分化・連携のために必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○回復期・慢性期病床への転換及びそれに伴う施設設備整備〔高島病院、博愛病院、鳥取生協病院〕 ○精神科の在宅復帰支援のための施設整備〔倉吉病院〕 ○病院間の電子カルテの相互参照システム「おしどりネット」の参加病院を拡大（5病院程度を想定）するためのシステム改修〔鳥取大学医学部附属病院〕 など 						591,195	
2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護師の待機手当の支給〔医療法人真誠会等〕 ○在宅医療推進のための看護師養成の支援〔鳥取大学医学部附属病院〕 ○在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備〔各地区医師会、鳥取市等〕 ○在宅医療連携拠点、在宅療養支援診療所、地域包括支援センター等と連携した在宅歯科医療の拠点の整備・運営〔鳥取県歯科医師会等〕 など 						73,637	
3 医療従事者等の確保・養成のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ○看護職員の就労環境改善のための施設整備（仮眠室、休憩室の設置等）〔尾崎病院等〕 ○看護教育教材の整備〔鳥取看護高等専修学校等〕 ○新人助産師の資質向上研修〔鳥取県看護協会〕 ○勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための勤務環境改善支援センターの設置〔鳥取県〕 など 						362,190	
合 計						1,027,022		

※今年度の鳥取県地域医療介護総合確保基金の積み立て額は1,320,324千円であり、当事業の要求額との差額(293,302千円)の内訳は、次表のとおり。

(単位：千円)

区 分	基金充当額
平成26年度当初予算で計上済である事業の財源更正 (「鳥取県地域医療支援センター運営事業」「中山間地訪問看護ステーションサテライト設置支援事業」等)	232,353
次年度以降の執行予定(「新任訪問看護師同行訪問事業」等)	60,949
計	293,302

※地域医療介護総合確保基金は、今後毎年度積み増しされる予定であるため、その活用は、原則、造成年度の1年間だが、個別の事業の内容に応じて実施期間を複数年とすることも可能

※平成26年度は医療に関する事業が対象だが、平成27年度以降は、介護に関する事業も加わる予定

3 これまでの取組状況、改善点

- 医師会等の県内の関係団体、医療機関等に事業の実施要望を確認し、「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」を策定した。
- 今後は、計画の着実な推進に向けた事業の進捗管理が必要である。

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（今回補正関係）は次のとおりです。
いずれの事業も、財源は基金です。

（単位：千円）

事業名	事業内容	実施主体	補正額	内訳			
				補助金	委託料	備品 購入費	工事 請負費
1 医療情報 ネットワーク 整備事業	鳥取大学医学部附属病院が整備している医療機関同士の電子カルテの相互参照システム「おしどりネット」について、参加病院を拡大するためのシステム改修を行う。（県内5病院を想定。） ○補助率：10/10	鳥取大学医学部附属病院	193,646	193,646			
2 訪問看護等 在宅医療推 進ネット ワーク基盤 整備事業	切れ目のない医療情報連携を可能とするため、モバイル端末の活用により、訪問看護等在宅医療を推進するための医療ネットワークを構築・整備する。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	医療法人 真誠会	24,948	24,948			
3 精神科医療 機関機能分 化推進事業	長期にわたる社会的入院の患者が社会へ復帰するための支援をより強化した病棟（社会復帰リハ病棟等）を整備するとともに、精神科救急の外來医療センターを整備する。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	倉吉病院	258,642	258,642			
4 地域医療支 援病院・が ん診療連携 拠点病院等 の患者に対 する歯科保 健医療推進 事業	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療を推進するため、歯科診療に必要な設備を整備する。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	鳥取赤十字病院、米子医療センター	5,919	5,919			
5 急性期医療 充実設備整 備事業	病床の機能分化、連携を推進する体制整備のため、急性期医療の充実、強化のための設備整備を行う。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	清水病院、藤井政雄記念病院等	10,292	10,292			
6 病床の機能 分化・連携 推進基盤整 備事業	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的として、病床の機能分化、連携を推進するため、病床転換及びそれに伴う施設・設備整備を行う。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	高島病院、博愛病院、鳥取生協病院	97,748	97,748			

(単位：千円)

事業名	事業内容	実施主体	補正額	内訳			
				補助金	委託料	備品 購入費	工事 請負費
7 在宅医療連携拠点事業	地区医師会等が主体となって、在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整、支援を行い、在宅医療を提供する機関の連携拠点として、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を構築する。 ○補助率：10/10	鳥取県東部医師会、鳥取県中部医師会、鳥取県西部医師会、鳥取市、鳥取市立病院	11,802	11,802			
8 訪問看護師養成研修参加支援事業	訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するため、訪問看護師の養成研修に看護師を参加させる機関が派遣期間中の代替職員の確保のために要する経費を支援する。 ○補助率：10/10	鳥取県看護協会	157	157			
9 在宅医療推進のための看護師養成支援事業	在宅医療・看護の推進を図るため、在宅医療を意識した新卒看護師等を育成するとともに、研修終了者のうちから一定数、県内の訪問看護ステーションに出向するシステムを構築すること等で訪問看護師の確保を図る。また、訪問看護師に必要なスキルを強化することで訪問看護師の離職防止を図る。在宅生活志向をもつ看護人材を育成するために、教育コースを設ける。 ○補助率：10/10	鳥取大学医学部附属病院	12,000	12,000			
10 認知症クリティカルパス推進事業	在宅で療養している認知症高齢者への医療と介護の連携がスムーズに行えるよう、地域の関係機関が連携して認知症クリティカルパスを作成、運用し、地域での医療介護連携体制を構築する。 ○補助率：10/10	渡辺病院、倉吉病院	2,054	2,054			
11 在宅医療推進事業	訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等を推進するため、訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な施設・設備整備を行う。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、事業主体1/2	岩美病院、倉吉病院、三朝温泉病院、米子東病院、日南病院、医療法人 真誠会、仁厚会 訪問看護リハビリステーションくらよし等	17,582	17,582			

(単位：千円)

事業名	事業内容	実施主体	補正額	内訳			
				補助金	委託料	備品 購入費	工事 請負費
12 在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	在宅歯科医療を推進するため、鳥取県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器の貸出等を行う。 ○補助率：10/10	鳥取県歯科医師会等	21,000	21,000			
13 在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な在宅歯科医療機器等の整備を支援する。 ○補助率：2/3 ○負担割合：県2/3、実施主体1/3	岩美病院、藤井政雄記念病院附属歯科クリニック	1,602	1,602			
14 在宅歯科医療人材確保支援事業	在宅歯科医療に係る関連多職種（歯科医師、医師、歯科衛生士、看護師、言語聴覚士等）を対象とした研修・実習を開催する。 ○補助率：10/10	鳥取県西部歯科医師会	1,440	1,440			
15 在宅医療（薬科）の研修充実に向けたシステム整備等事業	在宅医療に取り組む薬局を増やすこと、また在宅医療に関する知識を向上させることを目的とし、県内3地区のテレビ会議システムを更新し、外部講師による研修会の開催、委員会の活動を活発にさせ、在宅医療に取り組む多職種との連携を図る。 ○補助率：10/10	鳥取県薬剤師会	6,000	6,000			
16 鳥取大学地域医療総合教育研修センター運営支援事業	山間地の医師不足病院が大学と連携し、研究や教育のサテライトキャンパス機能を持った地域医療総合教育研修センターを開設し、外来診療に当たるとともに、地域医療の現場で学部教育を行い、教育の充実を図る。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	日野病院	2,342	2,342			

(単位：千円)

事業名	事業内容	実施主体	補正額	内訳			
				補助金	委託料	備品 購入費	工事 請負費
17 歯科衛生士 復職支援事 業	歯科衛生士を確保するため、出産・ 育児等の一定期間の離職により再就 職に不安を抱える歯科衛生士に対す る必要な相談、広告、研修等を行う とともに、復職支援のための体制を 整備する。 ○補助率：10/10	鳥取県西部歯 科医師会	1,115	1,115			
18 新人助産師 資質向上支 援事業	新人助産師の資質向上のために必要 となる研修備品を整備するととも に、新人助産師の実践能力向上のた めの研修会を開催する。 ○補助率：10/10	鳥取県看護協 会	7,254	7,254			
19 看護職員研 修充実に向 けたシステ ム整備事業	県東部にある鳥取県看護協会鳥取県 看護研修センターと県西部にある米 子事務所テレビ会議システムでつな ぎ、各種の教育研修会、委員会等 (鳥取県看護協会が開催するものだ けではなく、会員や医療機関が主催 するものなどを含む。)を同時開催 する体制を整える。 ○補助率：10/10	鳥取県看護協 会	4,181	4,181			
20 看護職員の 離職防止・ 復職支援事 業	産業心理相談員を配置して「こころ の相談」窓口を設置して離職防止を 図るとともに、潜在看護師研修を開 催して看護師の復職支援を行う。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	鳥取赤十字病 院、博愛病院	364	364			
21 看護教育実 習環境改善 施設設備整 備事業	看護教育実習生の実習環境の改善等 を図るため、看護学生実習受入れの ための施設整備・備品購入を行う。 ○補助率：2/3 ○負担割合：県2/3、実施主体1/3	藤井政雄記念 病院等	9,896	9,896			
22 看護教育教 材整備事業	看護師等養成所の学生又は病院等の 看護職員への教育内容の向上を図る ため、教育の充実のための教育備品 等を整備する。 ○補助率：2/3 ○負担割合：県2/3、実施主体1/3 ※備品購入費は、県立倉吉総合看護 専門学校分	県立倉吉総合 看護専門学 校、鳥取看護 高等専修学 校、米子看護 高等専修学 校、山陰労災 病院、米子東 病院等	63,906	56,913		6,993	

(単位：千円)

事業名	事業内容	実施主体	補正額	内訳			
				補助金	委託料	備品 購入費	工事 請負費
23 看護職員募集支援事業	慢性的な看護職員不足の解消を図るため、人口の多い県外の大都市圏等において、県内病院等をPRする広告活動を行う。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	鳥取赤十字病院、尾崎病院等	1,734	1,734			
24 看護師等養成所施設・設備整備事業	看護学生の教育環境の改善を図るため、老朽化した看護師養成所の改築、男子更衣室・トイレの増築、校舎に係る所要の設備整備等を行う。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2 ※工事請負費は、県立倉吉総合看護専門学校分	県立倉吉総合看護専門学校、鳥取看護高等専修学校、倉吉看護高等専修学校等	14,144	6,795			7,349
25 看護職員就業環境改善体制整備事業	看護職員の就業環境改善のために必要である仮眠室、休憩室、更衣室等の整備を行う。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	尾崎病院、米子医療センター等	48,510	48,510			
26 歯科衛生士・歯科技工士養成所施設・設備等整備事業	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な教育充実のための施設・設備等の整備を行う。 ○補助率：10/10 ※委託料は、県立歯科衛生専門学校分（鳥取県歯科医師会へ委託）	県立歯科衛生専門学校、鳥取歯科技工専門学校	14,432	4,878	9,554		
27 勤務環境改善支援センター運営事業	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うことを目的とした勤務環境改善支援センターの設置を進める。	鳥取県	2,450		2,450		
28 病院内保育所運営事業	子育て中の看護職員や女性医師等が安心して働くことができるようにするとともに、県内の看護職員等の離職防止を図るための病院内保育所の運営を行う。 ○補助率：2/3 ○負担割合：県2/3、実施主体1/3	鳥取赤十字病院	1,576	1,576			

(単位：千円)

事業名	事業内容	実施主体	補正額	内訳			
				補助金	委託料	備品 購入費	工事 請負費
29	病児・病後 児等保育施 設設備整 備・運営事 業	院内で雇用している医療従事者の働きやすさの確保や離職防止を推進するため、24時間保育及び病児・病後児保育を実施するとともに、所要の施設・設備整備を行う。 ○補助率：2/3 ○負担割合：県2/3、実施主体1/3	鳥取大学医学部附属病院、博愛病院等	62,055	62,055		
30	医療機関の 電子カルテ システム導 入促進事業	医師、看護師等の勤務職員の労働環境を改善するため、電子カルテシステム等の導入又は改修を行う。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	垣田病院、鳥取赤十字病院等	58,638	58,638		
31	医師等環境 改善事業	医師事務作業補助者、看護師事務作業代行職員を配置して医師、看護師の負担を軽減し、勤務環境の改善を図る。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2 ※鳥取大学医学部附属病院分については文部科学省の補助金の廃止に伴うものであり、補助率は10/10。	藤井政雄記念病院、鳥取大学医学部附属病院、仁厚会訪問看護リハビリステーションくらよし等	19,980	19,980		
32	看護職員労 働環境改善 事業	看護職員の負担を軽減し、労働環境の改善を図るため、電動ベッド等を導入し、看護師確保につなげる。 ○補助率：1/3 ○負担割合：県1/3、実施主体2/3	尾崎病院、倉吉病院、米子東病院、日南病院、博愛病院、医療法人真誠会	6,661	6,661		
33	産科医等確 保支援事業	産科医等の勤務環境を改善し、その確保を図るため、分娩取扱機関において分娩手当等を支給する。 ○補助率：1/3 ○負担割合：県1/3、実施主体2/3	鳥取大学医学部附属病院	1,566	1,566		
34	助産師待 機手当支 援事業	分娩を行う医療機関の助産師及び看護師の勤務環境を改善し、その確保を図るため、分娩の際の救急呼出（オンコール）に備えて、助産師又は看護師が自宅等において待機した場合に、待機1回につき手当を支給する。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	山陰労災病院、打吹公園クリニック等	4,817	4,817		

(単位：千円)

事業名	事業内容	実施主体	補正額	内訳			
				補助金	委託料	備品 購入費	工事 請負費
35 帝王切開待 機医師確保 事業	帝王切開手術のために待機させる医師を確保するために手当を支給する。なお、待機医師とは当該施設の常勤医師等以外の医師であり、帝王切開時に立ち会った医師とし原則2人以内とする。(1人産科医体制であったり、麻酔科医がないなど、外部からの産科医又は麻酔科医の応援を必要とする医療機関が当該応援医を待機させる場合を手当の支給対象とする。) ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	中曾産婦人科 医院等	322	322			
36 新生児医療 担当医確保 支援事業	NICUにおいて新生児を担当する医師の勤務環境改善、確保のため、新生児医療担当医手当を支給する。 ○補助率：1/3 ○負担割合：県1/3、実施主体2/3	鳥取大学医学 部附属病院	566	566			
37 訪問看護師 待機手当支 援事業	訪問看護師の勤務環境を改善し、訪問看護ステーションで勤務する看護師の確保を図るため、訪問看護の際の救急呼出(オンコール)に備えて、看護師が自宅等において待機した場合に、待機1回につき手当を支給する。 ○補助率：1/2 ○負担割合：県1/2、実施主体1/2	西伯病院、米 子東病院、日 野病院、訪問 看護ステー ション博愛、 鳥取県看護協 会、藤井政雄 記念病院、医 療法人 真誠 会、株式会社 デマンド ま ごころ訪問看 護ステーショ ン等	35,681	35,681			
計			1,027,022	1,000,676	12,004	6,993	7,349

※県立の看護専門学校分については、事業費は全額基金充当。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7195）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
専門医認定支援事業	1,939	1,116	3,055	1,116	0	0	0	
トータルコスト	1,939	1,116	3,055	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	交付申請、交付決定等				
工程表の政策目標（指標）	鳥取県地域医療支援センターの運営、各種貸し付け制度などを通じた医療人材確保を着実に推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

新たな専門医制度における専門医養成プログラムの認定基準を踏まえ、「地域医療に配慮した専門医の養成プログラム」の作成を行う医療機関に対する支援を行う。

【対象となる養成プログラム】

○総合診療専門医（※）の養成プログラム

○地域で幅広く求められる診療領域で、都市部の基幹病院と地域の病院をローテーションする内容の養成プログラム

※総合診療専門医

日常的に頻度が高く、幅広い領域の疾病や傷害等について、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的に提供する医師。

2 主な事業内容

(1) 実施主体：1医療機関

鳥取市立病院

※平成26年9月補正において2病院計上。

今回、鳥取市立病院を追加。

(2) 補助率：1/2

(3) 財源内訳：国10/10

(4) 対象経費：養成プログラム作成者に係る人件費、旅費等

(5) 予算額：1,116千円

【参考】新たな専門医制度について

○国が設置した「専門医の在り方に関する検討会」が平成25年4月にとりまとめた報告書において、以下のとおり示された。

- ・医師は、基本領域（内科、外科等の18診療領域に、新たに設けられた「総合診療」を加えた19診療領域）のいずれか1つの専門医資格を取得。
- ・専門医の養成は、大学病院等の基幹病院と地域の協力病院が病院群を構成して実施。
- ・専門医の認定等は、新たに設けられた第三者機関（一般社団法人日本専門医機構）が行う。
- ・平成29年度を目安に開始。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線: 7173)

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療再生 基金事業	467,375	0	467,375	△16,867		(基金繰入金) 16,867		
トータルコスト	489,818	0	489,818	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.9人	0.0人	2.9人	—				
工程表の政策目標 (指標)	医師及び看護職員の確保、安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【鳥取県地域医療介護総合確保基金】充当事業 鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、本事業のうち「新人看護師の卒後臨床研修」及び「病院内保育所運営費補助事業」を実施するため、財源更正を行う。							
地域医療対策費 (医 療施設等設備整備 費)	50,217	0	50,217	△1,202		(基金繰入金) 2,405	△1,203	
トータルコスト	50,991	0	50,991	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	—				
工程表の政策目標 (指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【鳥取県地域医療介護総合確保基金】充当事業 鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、本事業のうち「在宅歯科診療設備整備事業」を実施するため、財源更正を行う。							
地域医療対策費 (医 療施設等施設整備 費)	54,406	0	54,406	△4,141		(基金繰入金) 4,141		
トータルコスト	55,180	0	55,180	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	—				
工程表の政策目標 (指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【鳥取県地域医療介護総合確保基金】充当事業 鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、本事業のうち「看護師宿舍施設整備事業」を実施するため、財源更正を行う。							
地域医療対策費 (医 療施設等運営事業)	29,687	0	29,687	△2,751		(基金繰入金) 5,504	△2,753	
トータルコスト	33,557	0	33,557	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	—				
工程表の政策目標 (指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【鳥取県地域医療介護総合確保基金】充当事業 鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、本事業のうち「小児救急地域医師研修事業」及び「小児救急医療支援事業」を実施するため、財源更正を行う。							

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課 (内線: 7173)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小児救急電話相談事業	5,632	0	5,632	△2,815		(基金繰入金) 5,632	△2,817	
トータルコスト	7,180	0	7,180	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	—				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、本事業を実施するため、財源更正を行う。								
病院勤務医等環境改善事業	13,569	0	13,569	△13,569		(基金繰入金) 13,569		
トータルコスト	14,343	0	14,343	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	—				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、本事業を実施するため、財源更正を行う。								
産科医療従事者緊急確保対策事業	913	0	913			(基金繰入金) 913	△913	
トータルコスト	913	0	913	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、本事業を実施するため、財源更正を行う。								
鳥取県地域医療支援センター運営事業	23,079	0	23,079	△11,539		(基金繰入金) 23,079	△11,540	
トータルコスト	26,175	0	26,175	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	—				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、本事業を実施するため、財源更正を行う。								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線: 8424)

3目 保健師等指導管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
実習指導者養成講習会開催事業	9,341	0	9,341	△2,493		(基金繰入金) 9,341	△6,848	
トータルコスト	10,115	0	10,115	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	-				
工程表の政策目標(指標)	看護職員の確保							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
	鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、本事業を実施するため、財源更正を行う。							
看護職員等充足対策費	604,931	0	604,931	△29,583		(基金繰入金) 51,175	△21,592	
トータルコスト	618,861	0	618,861	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.8人	0.0人	1.8人	-				
工程表の政策目標(指標)	看護職員の確保							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
	鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、本事業のうち「看護師等養成所運営費等補助事業」及び「病院内保育所運営費補助事業」を実施するため、財源更正を行う。							
認定看護師養成研修事業	8,480	0	8,480	△980		(基金繰入金) 980		
トータルコスト	9,254	0	9,254	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	-				
工程表の政策目標(指標)	看護職員の確保							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
	鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、本事業を実施するため、財源更正を行う。							

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7195）

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ナースセンター事業	18,110	1,925	20,035				1,925	
トータルコスト	19,658	1,925	21,583	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	パンフレット作成、配布				
工程表の政策目標（指標）	看護職員数の増（目標値：5,724人（平成27年末））							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内外の看護学生に対し、卒業年次の年度当初までに県内の就業施設を紹介することで、県内就業の促進を図るため、県内病院等を照会するパンフレットの配布時期をこの度見直し、年度末に作成及び配布を行うこととした。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
県内就業施設紹介事業	○就業施設紹介パンフレットの作成・配布 *「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県ナースセンターとして指定されている鳥取県ナースセンター（（公社）鳥取県看護協会内）に委託	1,925

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課(内線:7190)

3目 保健師等指導管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
看護職員等充足対策費	債務負担行為 0 604,931	債務負担行為 688,104 0	債務負担行為 688,104 604,931			債務負担行為 基金繰入金 7,200	債務負担行為 680,904	
トータルコスト	618,861	0	618,861	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.8人	0.0人	1.8人	修学資金募集				
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値:5,724人(平成27年末))							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】

1 事業の目的

県内に就業する看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学する学生に対し、修学上必要な資金を平成27年度に新たに貸付する。

2 事業の内容

(1) 期間 平成27~31年度

(2) 平成27年度新規貸付予定人数及び限度額

区分	平成27年度 新規貸付		(参考) 平成26年度 新規貸付人数
	予定人数	金額(千円)	
①看護職員修学資金	346人	492,264	300人
②看護職員奨学金	20人	57,600	20人
③理学療法士等修学資金	80人	138,240	80人
計	446人	688,104	400人

<看護職員修学資金等の概要>

①看護職員修学資金

・貸付対象者 県内外の看護職員を養成する学校、養成所、大学等に在学している者で、卒業後、県内において看護職員として従事する意思のある者。

・貸付月額

	国立・公立	私立
看護系大学	48,000円	61,000円
看護系短期大学、保健師、助産師、看護師等養成所	32,000円	36,000円
看護系5年一貫校	32,000円	36,000円
准看護師養成所	15,000円	21,000円

・返還猶予の条件 県内において看護職員の業務に従事しているとき。

・返還免除の条件 看護職員養成施設等を卒業後、県内において引き続き5年間看護職員として業務に従事したとき。(免除額:全額免除又は半額免除)

②看護職員奨学金

・貸付対象者 鳥取大学医学部保健学科看護学専攻に在学している者(地域枠推薦入学生及び鳥取県看護職員養成枠入学生に限る。)で、卒業後県内で看護職員として従事する意思のある者

・奨学金の額 月額 60,000円

・返還猶予の条件 県内において常勤の看護職員の業務に従事しているとき。

・返還免除の条件 看護職員養成施設等を卒業後、県内において引き続き6年間常勤の看護職員として業務に従事したとき。(免除額:全額免除又は半額免除)

③理学療法士等修学資金

・貸付対象者 理学療法士等養成施設に在学している者であり、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事する意思のある者

・貸付月額 国公立等養成施設 32,000円 その他の養成施設 36,000円

・返還猶予の条件 貸付終了後、理学療法士等として県内で従事しているとき。

・返還免除の条件 養成施設を卒業後、県内において修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上従事したとき。

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位:千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	416,904	18	416,922	396,864	18	396,882	174,721		174,721
2	給料	1,588,420		1,588,420	1,525,622		1,525,622	384,176		384,176
3	職員手当等	890,631		890,631	859,181		859,181	193,113		193,113
4	共済費	612,998		612,998	587,769		587,769	150,179		150,179
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	1,357		1,357	1,357		1,357	927		927
8	報償費	65,445		65,445	54,308		54,308	14,948		14,948
9	旅費	71,266	6	71,272	60,500	6	60,506	33,882		33,882
	費用弁償	10,888	6	10,894	8,956	6	8,962	4,387		4,387
	普通旅費	38,055		38,055	34,323		34,323	15,704		15,704
	特別旅費	22,323		22,323	17,221		17,221	13,791		13,791
10	交際費									
11	需用費	197,745		197,745	187,816		187,816	48,217		48,217
12	役務費	94,738		94,738	85,993		85,993	30,286		30,286
13	委託料	2,898,059	17,660	2,915,719	2,783,746	17,660	2,801,406	575,143	15,089	590,232
14	使用料及び賃借料	83,203		83,203	78,221		78,221	33,734		33,734
15	工事請負費	440,387		440,387	440,387		440,387	77,782		77,782
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	27,636		27,636	27,486		27,486	11,111		11,111
19	負担金、補助及び交付金	34,689,892	64,103	34,753,995	34,355,802	64,103	34,419,905	28,171,310	33,125	28,204,435
20	扶助費	1,776,844		1,776,844	1,775,044		1,775,044	1,108,708		1,108,708
21	貸付金	37,986		37,986	37,786		37,786	14,146		14,146
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	59		59	59		59	59		59
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,452,671		1,452,671	1,434,555		1,434,555	243,820		243,820
26	寄附金	1,250		1,250	1,250		1,250	50		50
27	公課費	81		81	81		81	5		5
28	繰出金	1,882		1,882	1,882		1,882			
	予備費									
	計	45,349,454	81,787	45,431,241	44,695,709	81,787	44,777,496	31,266,317	48,214	31,314,531
財源内訳	国庫支出金	4,323,975	914	4,324,889	4,101,725	914	4,102,639	1,055,275	914	1,056,189
	地方債	72,000		72,000	72,000		72,000			
	その他	5,203,138	49,497	5,252,635	5,154,184	49,497	5,203,681	2,769,012	15,948	2,784,960
	一般財源	35,750,341	31,376	35,781,717	35,367,800	31,376	35,399,176	27,442,030	31,352	27,473,382

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
		4目 老人福祉費			12目 障がい者自立支援事業費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	14,755		14,755	23,574		23,574	208,419	18	208,437
2	給料							1,082,342		1,082,342
3	職員手当等							636,352		636,352
4	共済費	1,971		1,971	3,278		3,278	414,659		414,659
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金							430		430
8	報償費	3,193		3,193	4,961		4,961	39,118		39,118
9	旅費	8,764		8,764	12,040		12,040	24,080	6	24,086
	費用弁償	830		830	1,502		1,502	3,974	6	3,980
	普通旅費	2,827		2,827	4,775		4,775	16,784		16,784
	特別旅費	5,107		5,107	5,763		5,763	3,322		3,322
10	交際費									
11	需用費	3,881		3,881	20,143		20,143	133,738		133,738
12	役務費	6,442		6,442	11,650		11,650	52,764		52,764
13	委託料	93,014		93,014	346,312	15,089	361,401	2,152,534	2,571	2,155,105
14	使用料及び賃借料	4,498		4,498	14,970		14,970	43,282		43,282
15	工事請負費				35,002		35,002	362,605		362,605
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	4,833		4,833	5,400		5,400	16,375		16,375
19	負担金、補助及び交付金	17,170,927	6,003	17,176,930	3,804,730	27,122	3,831,852	5,872,024	30,978	5,903,002
20	扶助費				1,107,167		1,107,167	323,306		323,306
21	貸付金							23,640		23,640
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	185,895		185,895	1,911		1,911	1,189,988		1,189,988
26	寄附金									
27	公課費				5		5	76		76
28	繰出金							1,882		1,882
	予備費									
	計	17,498,173	6,003	17,504,176	5,391,143	42,211	5,433,354	12,577,614	33,573	12,611,187
財源内訳	国庫支出金	117,337	△ 6,630	110,707	816,802	7,544	824,346	2,780,986		2,780,986
	地方債							72,000		72,000
	その他	2,153,300	15,948	2,169,248	418,214		418,214	2,213,814	33,549	2,247,363
	一般財源	15,227,536	△ 3,315	15,224,221	4,156,127	34,667	4,190,794	7,510,814	24	7,510,838

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位: 千円)

節	款項目	3款 民生費						4款 衛生費		
		うち福祉保健部								
		2項 児童福祉費								
		1目 児童福祉総務費			5目 児童福祉施設費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1	報酬	90,283	18	90,301	100,124		100,124	159,644		159,644
2	給料	1,082,342		1,082,342				1,459,130		1,459,130
3	職員手当等	636,352		636,352				787,952		787,952
4	共済費	400,630		400,630	11,976		11,976	548,523		548,523
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金				430		430	9,905		9,905
8	報償費	10,465		10,465	22,438		22,438	44,176		44,176
9	旅費	13,988	6	13,994	9,170		9,170	75,714		75,714
	費用弁償	2,426	6	2,432	1,140		1,140	11,520		11,520
	普通旅費	8,994		8,994	7,318		7,318	37,108		37,108
	特別旅費	2,568		2,568	712		712	27,086		27,086
10	交際費									
11	需用費	29,156		29,156	103,555		103,555	275,289		275,289
12	役務費	14,014		14,014	14,984		14,984	66,890		66,890
13	委託料	253,510	2,571	256,081	223,673		223,673	1,001,262	14,983	1,016,245
14	使用料及び賃借料	11,863		11,863	30,611		30,611	79,329		79,329
15	工事請負費	304,652		304,652	57,953		57,953	258,942	7,349	266,291
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	3,044		3,044	13,331		13,331	81,596	6,993	88,589
19	負担金、補助及び交付金	2,917,007	30,978	2,947,985	3,934		3,934	6,033,732	1,001,792	7,035,524
20	扶助費	1,500		1,500	7,730		7,730	1,293,201	74,598	1,367,799
21	貸付金	23,640		23,640				898,253		898,253
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,189,988		1,189,988				19,638	1,320,324	1,339,962
26	寄附金							30,500		30,500
27	公課費				76		76	37		37
28	繰出金									
	予備費									
	計	6,982,434	33,573	7,016,007	599,985		599,985	13,123,713	2,426,039	15,549,752
財源内訳	国庫支出金	1,744,327		1,744,327	14,182		14,182	1,550,712	832,735	2,383,447
	地方債	72,000		72,000				37,000		37,000
	その他	1,570,536	33,549	1,604,085	503,109		503,109	2,472,625	1,160,628	3,633,253
	一般財源	3,595,571	24	3,595,595	82,694		82,694	9,063,376	432,676	9,496,052

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費						9目 生活習慣病予防対策費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	92,797		92,797	55,135		55,135	13,735		13,735
2	給料	712,942		712,942	136,678		136,678			
3	職員手当等	408,332		408,332	77,849		77,849			
4	共済費	269,536		269,536	57,226		57,226	1,931		1,931
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	9,905		9,905	9,249		9,249	1,411		1,411
8	報償費	34,792		34,792	16,689		16,689	2,799		2,799
9	旅費	43,022		43,022	20,477		20,477	3,325		3,325
	費用弁償	4,891		4,891	2,961		2,961	900		900
	普通旅費	19,515		19,515	8,154		8,154	1,093		1,093
	特別旅費	18,616		18,616	9,362		9,362	1,332		1,332
10	交際費									
11	需用費	164,197		164,197	124,160		124,160	10,050		10,050
12	役務費	37,126		37,126	18,731		18,731	1,682		1,682
13	委託料	481,789	14,983	496,772	308,375	90	308,465	118,303	90	118,393
14	使用料及び賃借料	37,459		37,459	12,108		12,108	1,815		1,815
15	工事請負費		7,349	7,349						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	12,939	6,993	19,932	3,398		3,398			
19	負担金、補助及び交付金	5,233,861	1,001,792	6,235,653	395,105		395,105	198,944		198,944
20	扶助費	1,293,201	74,598	1,367,799	1,293,081	74,598	1,367,679	130,640	74,598	205,238
21	貸付金	809,952		809,952						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	9,864	1,320,324	1,330,188	116		116			
26	寄附金	30,500		30,500						
27	公課費	37		37						
28	繰出金									
	予備費									
	計	9,682,251	2,426,039	12,108,290	2,528,377	74,688	2,603,065	484,635	74,688	559,323
財源内訳	国庫支出金	1,268,392	832,735	2,101,127	907,358	37,344	944,702	191,623	37,344	228,967
	地方債	12,000		12,000	12,000		12,000	12,000		12,000
	その他	2,164,563	1,160,628	3,325,191	130,876		130,876	694		694
	一般財源	6,237,296	432,676	6,669,972	1,478,143	37,344	1,515,487	280,318	37,344	317,662

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		3項 保健所費						4項 医薬費		
		補正前	補正額	補正後	1目 保健所費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
1	報酬	4,389		4,389	4,389		4,389	33,273		33,273
2	給料	313,990		313,990	313,990		313,990	262,274		262,274
3	職員手当等	169,248		169,248	169,248		169,248	161,235		161,235
4	共済費	113,985		113,985	113,985		113,985	98,325		98,325
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	貸金							656		656
8	報償費	192		192	192		192	17,911		17,911
9	旅費	2,373		2,373	2,373		2,373	20,167		20,167
	費用弁償	108		108	108		108	1,822		1,822
	普通旅費	2,243		2,243	2,243		2,243	9,113		9,113
	特別旅費	22		22	22		22	9,232		9,232
10	交際費									
11	需用費	11,959		11,959	11,959		11,959	27,956		27,956
12	役務費	6,087		6,087	6,087		6,087	12,225		12,225
13	委託料	9,809	964	10,773	9,809	964	10,773	163,194	13,929	177,123
14	使用料及び賃借料	9,881		9,881	9,881		9,881	15,470		15,470
15	工事請負費								7,349	7,349
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	255		255	255		255	9,271	6,993	16,264
19	負担金、補助及び交付金	382		382	382		382	4,838,374	1,001,792	5,840,166
20	扶助費							120		120
21	貸付金							809,952		809,952
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金							9,748	1,320,324	1,330,072
26	寄附金							30,500		30,500
27	公課費	30		30	30		30	7		7
28	繰出金									
	予備費									
	計	642,580	964	643,544	642,580	964	643,544	6,510,658	2,350,387	8,861,045
財源内訳	国庫支出金							361,034	795,391	1,156,425
	地方債									
	その他	17		17	17		17	2,033,670	1,160,628	3,194,298
	一般財源	642,563	964	643,527	642,563	964	643,527	4,115,954	394,368	4,510,322

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費								
		2目 医務費			3目 保健師等指導管理費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	4,778		4,778	8,469		8,469	492,980	18	492,998
2	給料							2,238,564		2,238,564
3	職員手当等							1,267,513		1,267,513
4	共济費	182		182	1,357		1,357	857,552		857,552
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	35		35	621		621	11,262		11,262
8	報償費	2,831		2,831	708		708	90,086		90,086
9	旅費	9,018		9,018	1,821		1,821	104,816	6	104,822
	費用弁償	808		808	106		106	14,373	6	14,379
	普通旅費	2,605		2,605	717		717	54,046		54,046
	特別旅費	5,605		5,605	998		998	36,397		36,397
10	交際費									
11	需用費	9,211		9,211	800		800	352,300		352,300
12	役務費	5,030		5,030	997		997	123,179		123,179
13	委託料	107,509	12,004	119,513	39,876	1,925	41,801	3,267,380	32,643	3,300,023
14	使用料及び賃借料	7,387		7,387	527		527	115,730		115,730
15	工事請負費		7,349	7,349				440,387	7,349	447,736
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費		6,993	6,993	15		15	40,425	6,993	47,418
19	負担金、補助及び交付金	1,664,977	1,001,792	2,666,769	669,654		669,654	40,557,553	1,065,895	41,623,448
20	扶助費							3,068,245	74,598	3,142,843
21	貸付金	277,320		277,320	532,632		532,632	847,738		847,738
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料							148,059		148,059
24	投資及び出資金									
25	積立金	9,748	1,320,324	1,330,072				1,444,419	1,320,324	2,764,743
26	寄附金	30,500		30,500				31,750		31,750
27	公課費							118		118
28	繰出金							1,882		1,882
	予備費									
	計	2,128,526	2,348,462	4,476,988	1,257,477	1,925	1,259,402	55,501,938	2,507,826	58,009,764
財源内訳	国庫支出金	320,069	828,447	1,148,516	35,159	△ 33,056	2,103	5,547,468	833,649	6,381,117
	地方債							84,000		84,000
	その他	1,447,845	1,099,132	2,546,977	540,246	61,496	601,742	7,340,281	1,210,125	8,550,406
	一般財源	360,612	420,883	781,495	682,072	△ 26,515	655,557	42,530,189	464,052	42,994,241

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
3 款 民生費	
1 項 社会福祉費	
4 目 老人福祉費	
負担金、補助及び交付金	介護保険利用者負担軽減事業補助金 4,455
	介護基盤緊急整備事業補助金 1,548
1 2 目 障がい者自立支援事業費	
負担金、補助及び交付金	市町村地域生活支援事業費補助金 27,122
2 項 児童福祉費	
1 目 児童福祉総務費	
報酬	子育て王国とっとりサイトプロポーザル審査委員会委員 2人
負担金、補助金及び交付金	小規模保育設置促進事業費補助金 30,978
4 款 衛生費	
2 項 医薬費	
2 目 医務費	
負担金、補助及び交付金	専門医認定支援事業補助金 1,116
	医療情報ネットワーク整備事業補助金 193,646
	訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業補助金 24,948
	精神科医療機関機能分化推進事業補助金 258,642
	地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業補助金 5,919
	急性期医療充実設備整備事業補助金 10,292
	病床の機能分化・連携推進基盤整備事業補助金 97,748
	在宅医療連携拠点事業補助金 11,802
	訪問看護師養成研修参加支援事業補助金 157
	在宅医療推進のための看護師養成支援事業補助金 12,000
	認知症クリティカルパス推進事業補助金 2,054
	在宅医療推進事業補助金 17,582
	在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業補助金 21,000
	在宅歯科診療設備整備事業補助金 1,602
	在宅歯科医療人材確保支援事業補助金 1,440
	在宅医療(薬科)の研究充実に向けたシステム整備等事業補助金 6,000
	鳥取大学地域医療総合教育研修センター運営支援事業補助金 2,342
	歯科衛生士復職支援事業補助金 1,115
	新人助産師資質向上支援事業補助金 7,254
	看護職員研修充実に向けたシステム整備事業補助金 4,181
	看護職員の離職防止・復職支援事業補助金 364
	看護教育実習環境改善施設設備整備事業補助金 9,896
	看護教育教材整備事業補助金 56,913
	看護職員募集支援事業補助金 1,734
	看護師等養成所施設・設備整備事業補助金 6,795

節 の 明 細

	項	目	金額(千円)等
	負担金、補助及び交付金	看護職員就労環境改善体制整備事業補助金	48,510
		歯科衛生士・歯科技工士養成所施設・設備等整備事業補助金	4,878
		病院内保育所運営事業補助金	1,576
		病児・病後児等保育施設設備整備・運営事業補助金	62,055
		医療機関の電子カルテシステム導入促進事業補助金	58,638
		医師等環境改善事業補助金	19,980
		看護職員労働環境改善事業補助金	6,661
		産科医等確保支援事業補助金	1,566
		助産師待機手当支援事業補助金	4,817
		新生児医療担当医確保支援事業補助金	566
		訪問看護師待機手当支援事業補助金	35,681
		帝王切開待機医師確保事業補助金	322
	積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	1,320,324

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成26年度 子育て王国ととり推進 事業費	5,379			平成27年度から 平成29年度まで	5,379					5,379
平成26年度 看護学生等修学資金 付金	688,104			平成27年度から 平成31年度まで	688,104			7,200		680,904
平成26年度 東部福祉保健事務所清 掃業務委託	12,603			平成27年度から 平成29年度まで	12,603					12,603
平成26年度 東部福祉保健事務所庁 舎機械警備委託	231			平成27年度から 平成29年度まで	231					231
平成26年度 西部総合事務所福祉保 健局庁舎機械警備委託	975			平成27年度から 平成31年度まで	975					975
平成26年度 西部総合事務所福祉保 健局1階系統空調設備機 器更新工事	13,013			平成27年度	13,013					13,013
平成26年度 福祉相談センター清掃業 務委託	10,404			平成27年度から 平成29年度まで	10,404					10,404

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳						
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源 千円		
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	その他 千円			
平成26年度 福祉相談センター(婦人 相談所)給食業務委託	11,610			平成27年度から 平成29年度まで	11,610						11,610	
平成26年度 福祉相談センター(中央 児童相談所)給食業務委 託	18,414			平成27年度から 平成29年度まで	18,414						18,414	
平成26年度 喜多原学園給食業務委 託	43,794			平成27年度から 平成29年度まで	43,794						43,794	
平成26年度 皆成学園庁舎清掃業務 委託	12,053			平成27年度から 平成29年度まで	12,053							12,053
平成26年度 皆成学園冷温水器保守 点検業務委託	5,382			平成27年度から 平成29年度まで	5,382							5,382
平成26年度 総合療育センター清掃業 務委託	12,526			平成27年度	12,526							12,526
平成26年度 総合療育センター警備業 務委託	20,163			平成27年度から 平成29年度まで	20,163							20,163

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳							
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源				一 般 財 源 千円			
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	その他 千円				
平成26年度 総合療育センター設備保 守業務委託	3,472			平成27年度から 平成29年度まで	3,472					3,472			
平成26年度 総合療育センター内L AN用機器賃借料	2,070			平成27年度から 平成31年度まで	2,070					2,070			
平成26年度 鳥取療育園清掃業務委 託	5,745			平成27年度から 平成29年度まで	5,745					5,745			
平成26年度 精神保健福祉センター清 掃業務委託	6,441			平成27年度から 平成29年度まで	6,441								6,441
平成26年度 鳥取看護専門学校清掃 業務委託	1,545			平成27年度から 平成29年度まで	1,545								1,545

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県居宅介護支援事業に関する条例の設定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 介護保険法の一部が改正され、条例で指定居宅介護支援の事業の従業者及び運営の基準等を定めることとされたことに伴い、当該基準等を定める。</p> <p>2 概 要 (1) 指定居宅介護支援事業者の要件は、法人(暴力団等を除く。)とする。 (2) 介護支援専門員を1人以上置くこと、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者等に運営規程の概要等を記した文書を交付し、説明を行うこと等の指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準を定める。 (3) 施行期日等 ア 施行期日は、平成27年4月1日とし、平成30年3月31日限りで失効することとする。 イ 関係条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県居宅介護支援事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業の従業者及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係にある法人を除く。

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者がその選択に基づき、適切な指定居宅サービス等を総合的かつ効率的に受け取ることができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の者との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営に関する基準)

第5条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののうち、法第47条第1項第1号の条例で定めるものは、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を	略	8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第	略

<p>む。)、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号(同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。)</p> <p>(1)～(48) 略</p>	<p>70条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。)</p> <p>(1)～(48) 略</p>
略	略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第5条関係)

区分	基準
<p>従業者の配置</p>	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 介護支援専門員</p> <p>2 管理者は、介護支援専門員証の交付を受けている常勤の者とする。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事する者とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>(2) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に同一敷地内の他の事業所の職務に従事する場合</p> <p>4 介護支援専門員は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とし、そのうち1人以上は、常勤の者とする。</p>
<p>サービスの提供</p>	<p>1 正当な理由なく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業員の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) その他サービスの選択に資する重要事項</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前号の規程の概要その他のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>5 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>
<p>居宅サービス計画</p>	<p>1 居宅サービス計画は、介護支援専門員に作成させること。</p> <p>2 居宅サービス計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境等を適切な方法により評価することを通じて、その者が自立した日常生活を営むことができるようにする上で解決すべき課題を明らかにする作業(以下「アセスメント」という。)を行い、最も適切なサービスの組合せについて検討した上で、継続的、かつ、計画的に指定居宅サービス等が利用されるように作成すること。</p>

	<p>3 アセスメントを行うときは、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 居宅サービス計画の原案を作成したときは、利用者に対する指定居宅サービス等を担当する者の意見を聴くこと。</p> <p>5 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>規則で定めるところにより、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録、居宅サービス計画その他の記録を整備し、保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 個人情報の漏洩その他の事故が発生した場合は、速やかに市町村並びに利用者及びその家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずるとともに、苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>4 前3号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県基金条例の一部改正について</p>				
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地域における医療及び介護の総合的な確保に必要な事業に要する経費を支弁するための基金に対し、国がその3分の2を負担するとされたことに伴い、鳥取県地域医療介護総合確保基金を設置する。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。</p> <table border="1" data-bbox="268 689 1390 831"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 689 608 725">名称</th> <th data-bbox="608 689 1390 725">設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 725 608 831">鳥取県地域医療介護総合確保基金</td> <td data-bbox="608 725 1390 831">高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、公布日とする。</p>	名称	設置目的	鳥取県地域医療介護総合確保基金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保すること。
名称	設置目的				
鳥取県地域医療介護総合確保基金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保すること。				

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
32 鳥取県農業構造改革支援基金	農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	32 鳥取県農業構造改革支援基金	農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
33 鳥取県地域医療介護総合確保基金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	33 鳥取県地域医療介護総合確保基金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県附属機関条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律において、都道府県に小児慢性特定疾病審査会及び指定難病審査会を置くこととされたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 児童福祉法に基づく医療費支給認定の審査のほか、慢性疾病にかかっている児童等に係る医療費の助成に関する事項を調査審議する鳥取県小児慢性特定疾病審査会を置く。</p> <p>(2) 鳥取県特定疾患対策協議会を廃止し、それに代えて、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費支給認定の審査のほか、難病の患者に対する医療費の助成に関する事項を調査審議する鳥取県指定難病審査会を置く。</p> <p>(3) 施行期日は、平成27年1月1日とする。</p>

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例案

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	鳥取県子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項	鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	鳥取県子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
鳥取県小児慢性特定疾病審査会	(1) 児童福祉法第19条の3第4項の規定による審査に関する事項 (2) 長期にわたり療養を必要とする疾病であって、療養のために多額の費用を要するものにかかっている満20歳未満の者に対する医療費の助成に関する事項		
略		略	
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項
鳥取県指定難病審査会	(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による審査に関する事項 (2) 治療方法が確立していない疾病であって、長期にわたり療養を必要とするものの患者に対する医療費の助成に関する事項	鳥取県特定疾患対策協議会	県が実施する特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る対象患者の認定審査等に関する事項
略		略	

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について (鳥取県手数料徴収条例の一部改正について)																			
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者が受ける研修について、委託先業者が受講料を徴収して実施する方法に変更することに伴い、当該研修の実施に係る手数料を定める規定について所要の改正を行う。 2 概要 (1) 指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者が受ける研修の実施に係る手数料を廃止する。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>単 位</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護(以下この号において「通所介護」という。)、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護(以下この号において「居宅介護」という。)並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下この号において「共同生活介護」という。)に係る事業所の管理者に係るもの</td> <td>1件につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>2 指定研修のうち、居宅介護及び共同生活介護に係る事業所の代表者に係るもの</td> <td>1件につき</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>3 指定研修のうち、居宅介護のサービスの利用に係る計画の作成の担当者に係るもの</td> <td>1件につき</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>4 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所の従事者に係るもの</td> <td>1件につき</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>5 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所において指導的業務に従事する従事者に係るもの</td> <td>1件につき</td> <td>36,000円</td> </tr> </tbody> </table>		事務の区分	単 位	現 行	1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護(以下この号において「通所介護」という。)、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護(以下この号において「居宅介護」という。)並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下この号において「共同生活介護」という。)に係る事業所の管理者に係るもの	1件につき	1,000円	2 指定研修のうち、居宅介護及び共同生活介護に係る事業所の代表者に係るもの	1件につき	1,300円	3 指定研修のうち、居宅介護のサービスの利用に係る計画の作成の担当者に係るもの	1件につき	1,300円	4 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所の従事者に係るもの	1件につき	12,000円	5 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所において指導的業務に従事する従事者に係るもの	1件につき	36,000円
事務の区分	単 位	現 行																		
1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護(以下この号において「通所介護」という。)、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護(以下この号において「居宅介護」という。)並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下この号において「共同生活介護」という。)に係る事業所の管理者に係るもの	1件につき	1,000円																		
2 指定研修のうち、居宅介護及び共同生活介護に係る事業所の代表者に係るもの	1件につき	1,300円																		
3 指定研修のうち、居宅介護のサービスの利用に係る計画の作成の担当者に係るもの	1件につき	1,300円																		
4 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所の従事者に係るもの	1件につき	12,000円																		
5 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所において指導的業務に従事する従事者に係るもの	1件につき	36,000円																		
	(2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。																			

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(12の2) 介護保険法第78条の4に規定する指定地域密着型サービス事業者に係る基準及び同法第115条の14に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る基準に定める研修（以下この号において「指定研修」という。）の実施</u> 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下この号において「通所介護」という。）、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下この号において「居宅介護」という。）並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下この号において「共同生活介護」という。）に係る事業所の管理者に係るもの</td> <td style="vertical-align: top;">1件につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 指定研修のうち、居宅介護及び共同生活介護に係る事業所の代表者に係るもの</td> <td style="vertical-align: top;">1件につき 1,300円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3 指定研修のうち、居宅介護のサービスの利用に係る計画の作成の担当者に係るもの</td> <td style="vertical-align: top;">1件につき 1,300円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所の従事者に係るもの</td> <td style="vertical-align: top;">1件につき 12,000円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">5 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所において指導的業務に従事する従事者に係るもの</td> <td style="vertical-align: top;">1件につき 36,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下この号において「通所介護」という。）、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下この号において「居宅介護」という。）並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下この号において「共同生活介護」という。）に係る事業所の管理者に係るもの	1件につき 1,000円	2 指定研修のうち、居宅介護及び共同生活介護に係る事業所の代表者に係るもの	1件につき 1,300円	3 指定研修のうち、居宅介護のサービスの利用に係る計画の作成の担当者に係るもの	1件につき 1,300円	4 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所の従事者に係るもの	1件につき 12,000円	5 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所において指導的業務に従事する従事者に係るもの	1件につき 36,000円
区分	金額												
1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下この号において「通所介護」という。）、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下この号において「居宅介護」という。）並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下この号において「共同生活介護」という。）に係る事業所の管理者に係るもの	1件につき 1,000円												
2 指定研修のうち、居宅介護及び共同生活介護に係る事業所の代表者に係るもの	1件につき 1,300円												
3 指定研修のうち、居宅介護のサービスの利用に係る計画の作成の担当者に係るもの	1件につき 1,300円												
4 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所の従事者に係るもの	1件につき 12,000円												
5 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所において指導的業務に従事する従事者に係るもの	1件につき 36,000円												

<p>(13)・(13の2) 略</p> <p><u>(13の3) 介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者が受ける研修を終了した旨の証明書の再交付 1件につき420円</u></p> <p>(14)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>(12の3) 前号の研修を修了した旨の証明書を交付したことを証する書類の交付 1件につき420円</u></p> <p>(13)・(13の2) 略</p> <p>(14)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

<p>区分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について (平成26年11月6日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 歯科技工士国家試験の実施主体が知事から厚生労働大臣に変更されることに伴い、当該試験に係る手数料を定める規定について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 歯科技工士国家試験の実施及び歯科技工士国家試験合格証明書の交付に係る手数料を廃止する。 (2) 施行期日等 ア 施行期日は、平成27年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(44) 略</p> <p><u>(45) 及び(46) 削除</u></p> <p>(47)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(44) 略</p> <p><u>(45) 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施 1件につき36,000円</u></p> <p><u>(46) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付 1件につき3,000円</u></p> <p>(47)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付については、1件につき3,000円の手数料を徴収する。